

離婚時の年金分割について

離婚※した場合、お二人の婚姻期間中の標準報酬月額及び標準報酬賞与額（以下「標準報酬総額」といいます。）を分割することができます。

※婚姻の取消し、事実婚関係の解消を含みます。以下同じ。

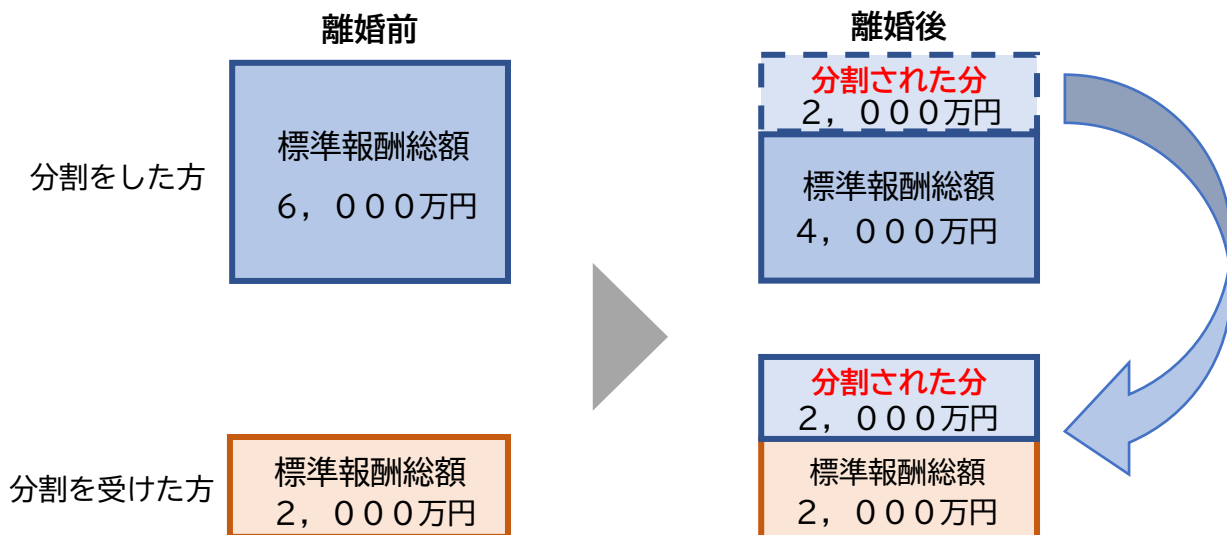
分割の方法

分割方法には、「合意分割」と「3号分割」の2種類があります。

	合意分割	3号分割
対象期間	婚姻期間	平成20年4月以降の一方が国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）であった期間
分割方法	標準報酬総額の多い方から少ない方へ分割	国民年金第3号被保険者へ相手方の標準報酬総額を分割
分割を受けた側の持ち分	当事者間の合意または裁判手続きで定められた「按分割合」（上限50%）	50%（固定）
手続き方法	当事者の一方による請求	国民年金第3号被保険者であった方による請求（相手方の同意は不要）

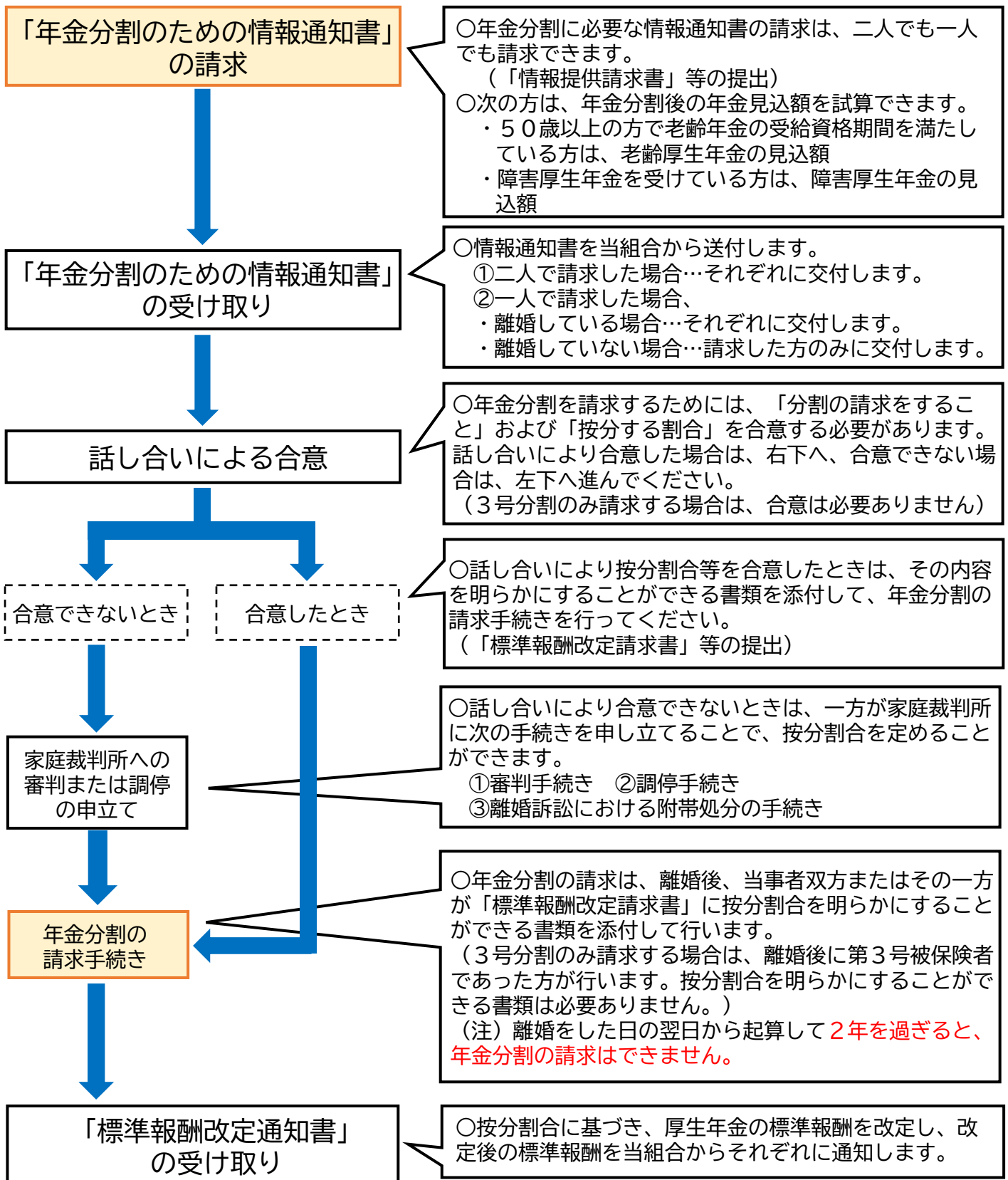
離婚時の年金分割のイメージ

按分割合50%で合意分割する場合



年金分割の手続きは、**請求期限（離婚をした日の翌日から起算して2年）を経過すると、請求することができなくなります。**また、すでに離婚が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

年金分割の流れ



情報通知書を受け取り、按分割合を定めたとしても、当組合または年金事務所に年金分割の請求手続きを行わないと標準報酬は改定されません。